

## 認可外保育施設を設置したときに提出する添付書類一覧

- ◆ 「認可外保育施設 設置届（様式第 1 号）」と一緒に提出すること。
  - ◆ 添付書類はすべて 2 部ずつ、順番に提出すること。
- 
- (1) 利用料金表（様式 1 に記入できる場合は省略可）
  - (2) 保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表（様式 1 に記入できる場合は省略可）
  - (3) 保育従事者のうち有資格者（保育士または看護師）の資格証明書の写し
  - (4) 入所児童に関する保険会社との保険契約書類（損害賠償保険、傷害保険など）の写し
  - (5) 施設の平面図
  - (6) 施設を開設予定の建物自体の建築確認済証または建築計画概要書の写し  
※建築計画概要書は各市の建築指導担当課で取り扱っています。（有料）
  - (7) 「計画建築物報告書（認可外保育施設分）」に関する一式  
※延べ床面積に関わらず、提出すること。
  - (8) 認可外保育施設指導監督基準の第 3 および第 4 の自己点検表  
※延べ床面積に関わらず、提出すること。
  - (9) 延べ床面積が 100 ㎡を超える場合は、確認申請済証の写し  
※工事完了後は、各市の建築指導担当課の受付印が押印された「工事完了届」の写しを提出すること。  
※工事完了後に提出してください。
  - (10) 消防本部予防担当課と協議していることが確認できる「工事整備対象設備等着工届出書」の写し  
※開園後は、速やかに「防火対象物使用開始届出書」の写しを提出すること。
  - (11) 施設案内チラシ、リーフレット、募集広告など参考になる資料
  - (12) 従事する園長、保育士等が直近に受けた研修受講歴がわかるもの
  - (13) 保育室の安全性を確保するためのマニュアル（採光、換気、幼児ベッドの使用方法、便所、調理室など衛生的な状態をどう保つか、誤飲・誤食の防止策など）
  - (14) 非常災害に対する措置がわかるマニュアル  
※緊急時における児童の安全をどう確保するかわかること
  - (15) 保育所保育指針に基づき作成した保育課程、保育計画
  - (16) 開設後の施設長および保育士等の年間研修受講計画  
※普通救命講習Ⅲの受講計画も含める。修了してから 3 年間隔で定期的な再講習を行うこと。

- (17) 虐待等を発見したときに、どう対応するかわかるマニュアル  
※児童虐待防止リーフレット等を参照すること。
- (18) 食事の提供に伴う衛生管理、食事内容等をどうするかわかるマニュアル  
※「保育所における食事の提供ガイドライン」の内容を踏まえたもの
- (19) 食事の提供に伴うアレルギー対応がわかるマニュアル  
※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の内容を踏まえたもの
- (20) 児童の健康管理の仕方、利用開始時および年2回の健康診断の年間計画、医薬品等の整備など  
※登園、降園の健康状態の観察、身長や体重の測定などの発育チェック、最低限必要な医薬品の整備等について記載すること。  
※嘱託医がある場合は、記載すること。
- (21) 児童の与薬に関するマニュアル
- (22) 園長、保育士等の健康診断の受診状況について（直近1年以内）  
※健康診断において、レントゲン検査は必須
- (23) 園長、保育士等の健康診断、検便の実施計画がわかる資料  
※健康診断において、レントゲン検査は必須
- (24) 感染症にかかっていることがわかった児童に対するマニュアル  
※「保育所における感染症対策ガイドライン」の内容を踏まえたもの
- (25) 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防・対策がわかるもの
- (26) 乳幼児の体調が急変するなどの緊急事態に対する対応マニュアル
- (27) 児童の安全確保対策がわかるマニュアル  
※「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の内容を踏まえたもの  
※不審者の立入防止も含む。
- (28) 園長または保育士等のなかで、最低1名、普通救命講習Ⅲ（乳幼児に対する応急手当）を受講したことがわかる書類（修了証など）の写し 1部（ただし、提出時において、修了日より3年以内のものとする。）  
※普通救命講習Ⅰを直近3年以内に受講したものは、その修了証の写しでも可とするが、開設後、1年以内に普通救命講習Ⅲを受講し、その修了証等の写しを提出すること。
- (29) 契約時に交わす契約書のひな形  
※「6. 保育内容の掲示様式および契約書について」と同じもの
- (30) 利用者へ提示するサービス内容の提示物  
※「6. 保育内容の掲示様式および契約書について」と同じもの
- (31) 預かり児童の様子を記録する報告書のひな形
- (32) 上記のほか、必要と思われる内容が記載されたもの

※注意※

届出後は、「認可外保育施設指導監督基準」の「第9 備える帳簿」に記載された帳簿等について、整備、保管しなければなりません。